

財務省告示第二百二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平

成十七年五月二十日に発行した利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十七年六月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百三

二 発行の根拠

平成一十六年度における財政運営

の法律及びその 関する法律（平成十六年法律第

政融資金特別会計法（昭和二

十六年法律第一百一号）第十一

第一項並びに国債整理基金特

会計法（明治三十九年法律第

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以

「振替法」という。この規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行（以

とするものによる発行（以下「非

四 発行方法

三 振替法の適

二 法律及びそ

一 名称及び記

五

入 募 方 法 入 決 定 の

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り

も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り

当 て る 。

各 申 込 み の 応 募 額 を 案 分 に よ り

割 り 当 て る 。

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 と の 応

募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申

込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ

発

入 価 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入 決 定 の

億 円 面 金 額 で 一 兆 五 千 三 百 四 十 一

う ち 平 成 十 六 年 度 に お け る 特 財

政 運 営 の た め の 公 債 第 一 項 特

例 等 関 係 する 法 律 第 二 条 第 一 項

の 規 定 に 基 づ き 発 行 した 利 付 国

債 に つ い て は 八 十 万 円 以 上 十 五 千

九 百 十 七 億 八 十 万 円 以 上 一 十 五 千

政 融 資 金 特 別 会 計 第 十 一 条

第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た

利 付 国 債 に つ い て は 千 億 円 以 上 五 十

で 九 百 十 九 億 千 百 四 十 五 万 円

の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た

五 十 九 億 千 百 四 十 五 万 円

の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た

利 付 国 債 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た

五 十 九 億 千 百 四 十 五 万 円

の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た

利 付 国 債 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た

五 十 九 億 千 百 四 十 五 万 円



十三

場特別参  
加者・第  
非価格  
競争入札  
発行利率  
初期利率

十四

第二期以  
後の利息

十五

償還期限

十六

償還金額

十七

元利支

十八

払入札参加

十九

払込期日

年〇・一パーセント

平成十七年十一月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年五月二十日及び十一月二十  
日を支払い期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利息を支払う。

平成十九年五月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成十七年五月二十日